指導計画案【契約とは】

指導案作成：大原弘子（栃木県立宇都宮中央女子高等学校）

1.科目・単元名

家庭基礎（教育図書「新家庭基礎」準拠）

第7章　消費生活・環境

　2　かしこい消費者になろう

1　契約で成り立つ消費生活

　　　2　消費者問題の現状と課題

2.単元の目標

契約の当事者として、契約内容や契約条件をしっかり理解した上で慎重に契約できるようになる。

3.評価基準

・契約は対等な立場で行うものであり、原則として一方的に取り消せないことを理解する。

　　・キャンセルできる場合の知識を得る。

1. 本展開例の特色

　「契約」とは、複数の対等な当事者による、法律上の義務と権利が生じる約束である。暮らしの中で消費者が事業者と結ぶ契約を「消費者契約」と言い、モノやサービスを購入する際の「売買契約」や、工事を依頼する場合の「請負契約」などがある。

消費者契約において、消費者は契約の当事者であり、消費者と事業者はあくまでも対等な関係にある。消費者と事業者は対等な立場で自由に契約を結び、互いにその内容について責任を持つ。結んだ契約は一方的に取り消すことはできない。何らかの理由で契約が守れない場合はペナルティーも生じる。これが基本である。

しかし個人である消費者と組織である事業者の間には情報量や交渉力に差があり、消費者は慎重に行動していても、消費者に不利な契約を結んでしまうことがある。そこで、消費者が不利な契約に陥りがちな場合を限定して、消費者からの一方的な取り消しや解除ができることが法律で定められている。そのひとつが「未成年者契約の取り消し」であり、未成年者を保護する大変強力な武器になっている。しかし、2022年4月からは18歳成人となり、「未成年者契約の取り消し」を武器として使える年齢が、現行の20歳未満から18歳未満に下がる。

これまで、高校を卒業してから１～2年間の自分や友人の経験が、契約のリスクに触れる予行練習になっていた。2022年4月以降は、予行練習なしに、高校在学中に、当事者として契約を結ぶ成人になる。社会経験が未熟な若者を狙う悪質業者が現れることも懸念されている。

改正消費者契約法により、社会経験の未熟さを理由に契約を取り消せる場合もあるが、一部に限られる。高校生に、まもなく成人になることの自覚を促し、契約の際には契約内容や契約条件を完全に理解し熟慮の上に行わねばならぬことを伝えることは、高校教育に課せられた喫緊の課題である。

5.授業展開例（50分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 教師の支援と留意点 | 大人ドリル  （教科書） | 配時 |
| 導　入 | ★「おとな」になったらやってみたいことは何？理由は？しなければならないことは？  ★何ができれば、またはどうなったら「おとな」だと思う？  ★おとなになると何ができるようになるだろう？ | ・何人かで共有してもよい。  ・現在と変わる点を確認（3.7.8.9）。  ・「契約」が、一人でできるようになることを伝える。 | P0　表紙裏  P2  P3・4・5 | 15分 |
| 展開 | ★「契約」とはなんだろう。  Q1次のうち契約はどれ？  Q2契約が成立するタイミングは？  Q3キャンセルが認められるのは？ | ・暮らしの中にはたくさんの契約がある。  ・P8Q1イラストから読み取れることは？  契約は対等。決めた内容に責任を持つ。守らないとペナルティーがある。等。  ・申し込みと承諾が合致した時点。  ・キャンセルができる場合もある。  　　未成年者契約の取り消し  消費者契約法  クーリング・オフ | P6・8  （P158）  P6・8  P7・8・9  （P160） | 15分  12分 |
| まとめと発展 | ★あなたが成人になるのはいつですか？  ★成人になるまで、あとどれくらい？  ★「おとな]になる覚悟はできているか？ | ・誕生日によって異なる。  ～2002年4月1日  20歳の誕生日から成人  2002年4月2日～2004年4月1日  2022年4月1日から成人  2004年4月2日～  　　　　　　18歳の誕生日から成人  ・これまでよりも早い年齢で成人になり、未成年者契約の取り消しが使えなくなる。  ・成人直後に悪質商法が増える  ・「はじめに」をよみ、改めて今日の学習を振り返る。 | P21下の表  P1 | 8分 |